

第 2 期

身延町母子保健計画

(令和 7 年度～令和 1 1 年度)



令和 7 年 3 月

身延町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 基本理念	1
3 町の目指す姿	1
4 計画の位置づけ	1
5 計画期間	3
6 計画の対象	3
7 計画策定の経緯	3
第2章 母子を取りまく地域の状況	4
1 人口動態	4
2 町内医療機関	9
3 町内保育施設・教育施設・学童関連施設	10
第3章 課題別の実態と対策	11
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	11
(1) 妊娠期～産後1年まで	11
(2) 乳幼児期	16
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	22
3 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	25
4 妊娠期から思春期における歯科保健対策	31
5 妊娠期からの児童虐待防止対策	34
6 感染症予防対策	38
7 地域医療対策	40
8 子どもの健やかな成長を見守り育む地域組織	41
第4章 計画の推進	44
1 計画の推進体制	44
2 計画の点検・評価	44
資料	45

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

身延町では、平成30年度から、子育て支援課に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から出産、乳幼児期、学童、思春期にかけてのライフステージにおいて切れ目ない支援を継続できるよう、計画的な事業の実施、関係機関との連携強化等を積極的に行ってきました。

その中で、令和4年度から令和6年度にかけて身延町母子保健計画を実行し、「安心して心豊かに子育てすることができ、すべての子どもたちが夢と希望を持ち暮らせる地域」を目指してきました。

取り組みの中で、母子保健における課題として、子どもの成長発達における支援、親の養育能力不足への支援、子ども虐待予防、経済的自立に向けた支援等多岐にわたることが明らかになり、その要因として子育てに関する価値観の多様化、核家族化、働く女性の増加、経済格差、家族の複雑な健康状態等複合的に関係していることが考えられます。

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、課題解決に向けた数値目標をもとに、令和7年度から令和11年度までの「第2期身延町母子保健計画」を策定します。

2 基本理念

「身延町総合計画による基本理念」

身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて、安らぎと活力にあふれたひらかれた町づくりを進める。

3 町の目指す姿

安心して心豊かに子育てでき、子どもたちが夢と希望を持てる町

4 計画の位置づけ

本計画は、「身延町総合計画」を上位計画とし、「身延町子ども・子育て支援事業計画」「身延町健康増進計画」「身延町食育推進計画」「身延町自死対策推進計画」「身延町地域福祉計画」「身延町障害者福祉計画」等と整合性を持ち推進するものとします。

国	健康日本 21（健康増進法） 令和 6 年度～令和 12 年度	健やか親子 21（母子保健法） 平成 27 年度～令和 6 年度
県	健やか山梨 21（令和 6 年度～令和 12 年度）	
町	身延町総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）	
	第 3 期身延町子ども・ 子育て支援事業計画 令和 7 年度～令和 11 年度	身延町母子保健計画 令和 7 年度～令和 11 年度
	身延町健康増進計画（第 3 次） 令和 5 年度～令和 9 年度	身延町食育推進計画（第 2 次） 平成 26 年度～令和 9 年度
	身延町自死対策推進計画（第 2 期） 令和 5 年度～令和 9 年度	身延町地域福祉計画 令和 4 年度～令和 8 年度
	身延町障害者福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度	

5 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

6 計画の対象

本計画は、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期の各年代に対して、ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを推進していきます。

7 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、身延町の人口動態調査や母子保健分野における各種データから身延町で暮らす親子が置かれている現状を把握するとともに、関係機関・団体等で構成される「身延町子ども・子育て会議」において内容の検討を行います。またパブリックコメントの実施等を通じ、広く町民の意見が反映されるよう計画を策定しました。

母子保健計画について(身延町子ども・子育て会議条例による)

第2条において所掌事務として、子ども・子育て支援法第七十七条第1項各号に掲げる事務を処理するものとされています。子ども・子育て支援法第七十七条、四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとあり、今回の母子保健計画が該当します。

※子ども・子育て支援法・・・平成二十四年制定

第2章 母子を取りまく地域の状況

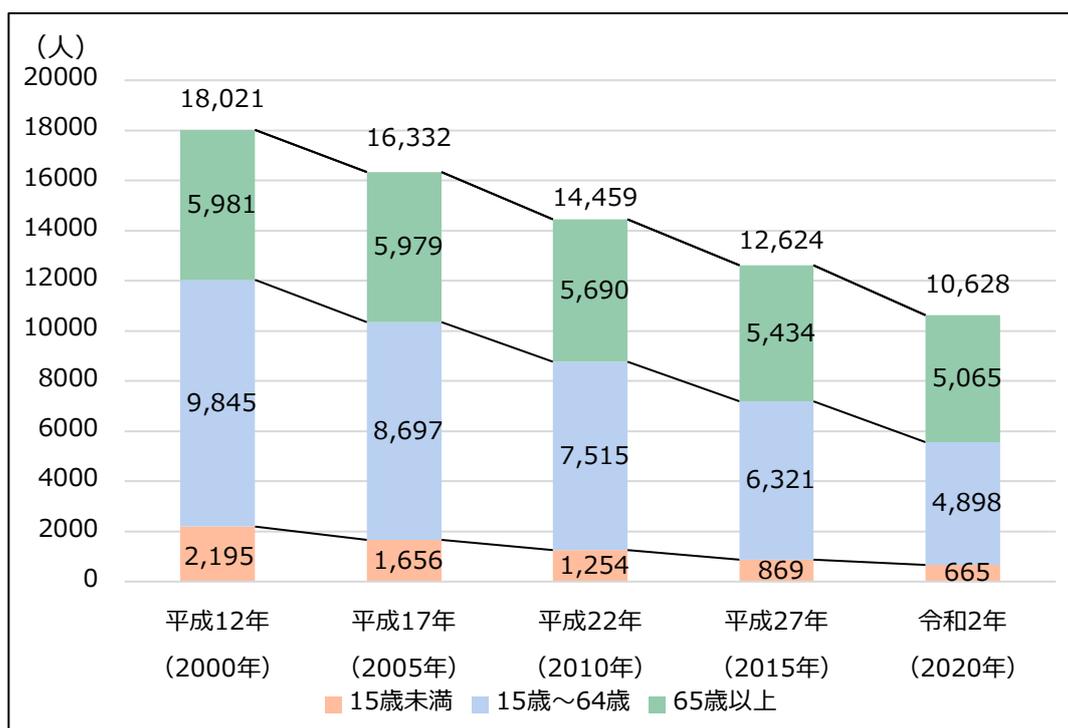
1 人口動態

(1) 人口推移

令和2年国勢調査における本町の人口は10,628人で、昭和45年から令和2年までの50年間で61.6%と大幅に減少しています。

平成12年に18,021人、平成17年には16,334人、また平成22年には14,462人、平成27年には12,669人、さらに令和2年には10,628人と減少を続けています。

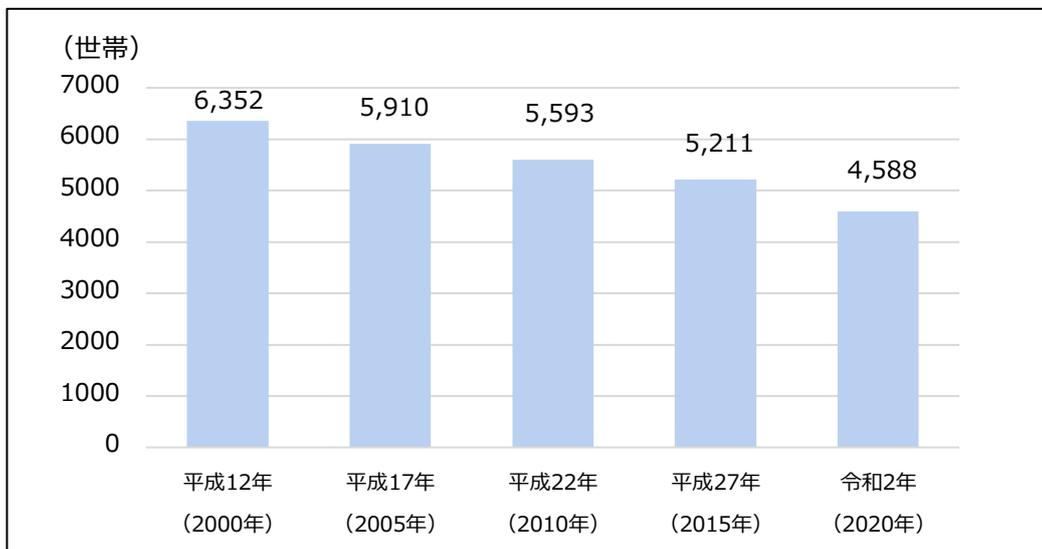
年齢別人口の構成比をみると、令和2年国勢調査では0歳から14歳までが6.3%、15歳から64歳までが46.0%、65歳以上が47.7%となっています。山梨県全体との数値(0歳～14歳:11.6%、15歳～64歳:57.3%、65歳以上:28.4%)と比較してみると、高齢化が進んでいます。今後更に高齢化が進むことが予測されます。



〈出典〉総務省 国勢調査

(2) 世帯数推移

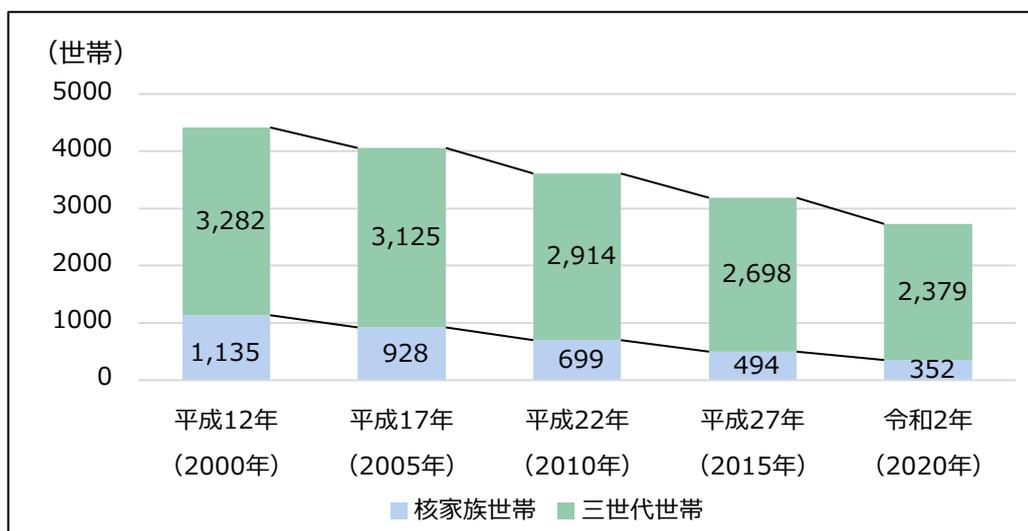
世帯数も年々減少しており、令和2年国勢調査では4,588世帯、1世帯あたりの人員は2.24人でした。



〈出典〉総務省 国勢調査

(3) 核家族世帯・三世帯世帯推移

世帯数の減少により、核家族世帯、三世帯世帯ともに減少していますが、三世帯世帯は全世帯数の約半数を占めています。



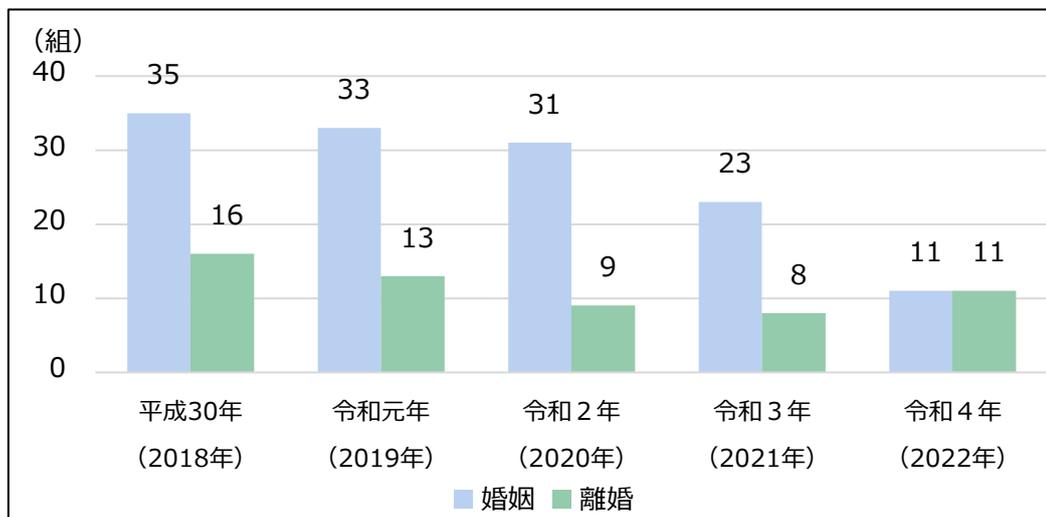
〈出典〉総務省 国勢調査

核家族世帯：夫婦とその子とだけからなる世帯→夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世帯世帯：世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯

(4) 婚姻数・離婚数

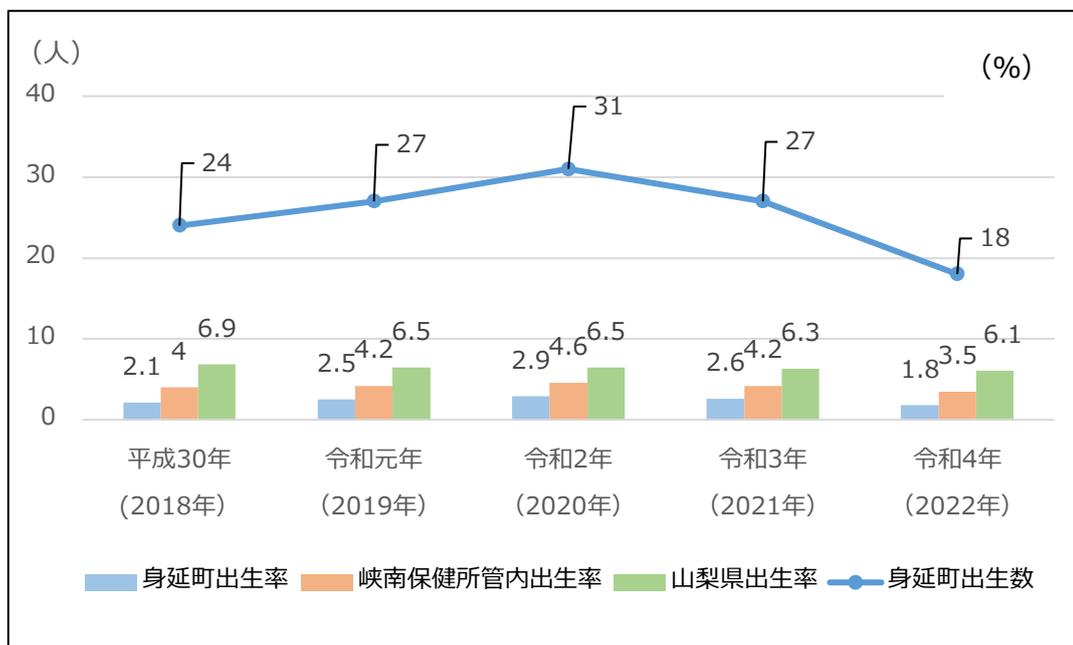
婚姻や離婚の動向は、社会の様々な要因の変化に応じて推移します。婚姻数は減少傾向、離婚数は横ばい傾向にあります。



〈出典〉山梨県 人口動態統計 (各年 10月1日現在)

(5) 出生数と出生率

令和2年に増加し、経年減少傾向となっています。

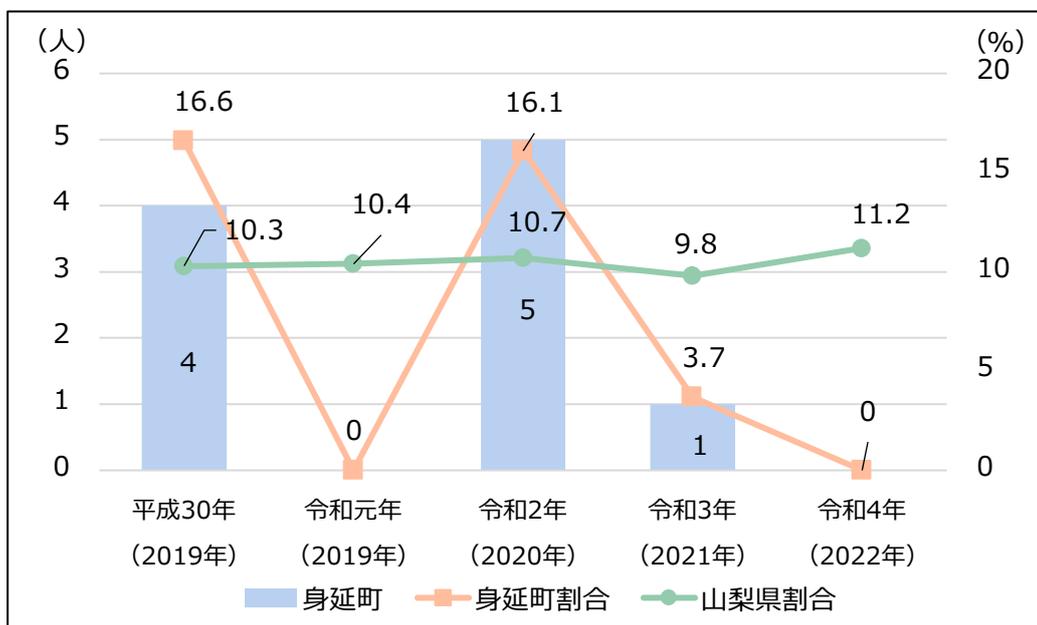


〈出典〉山梨県 人口動態統計 (各年 10月1日現在)

身延町 乳幼児台帳

(6) 低出生体重児数

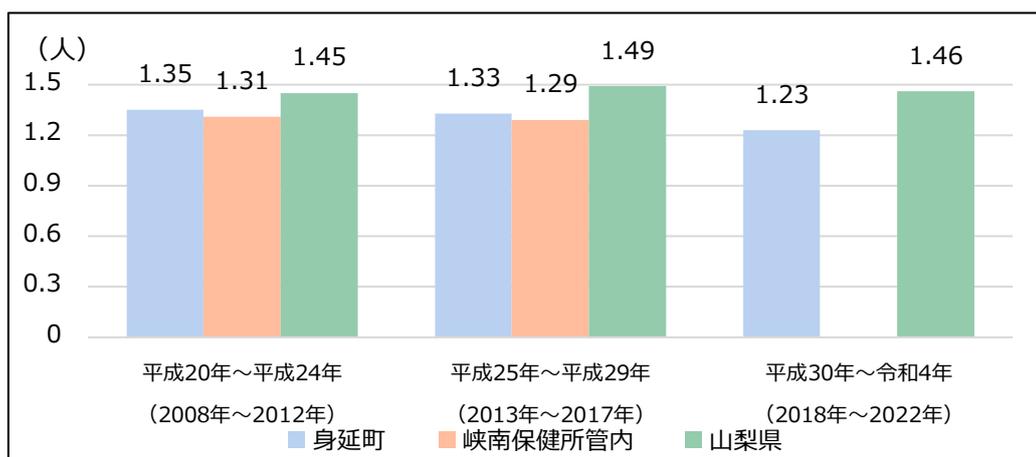
年度により差がありますが、本町の出生割合は、平成 30 年、令和 2 年は、出生数に対してそれぞれ 16.6%、16.1%であり、県と比較すると高くなっています。



低出生体重児： (出典) 山梨県 人口動態統計 (各年 10 月 1 日現在)
 体重 2500g 未満で出生した児 身延町 乳幼児台帳

(7) 合計特殊出生率

県と比較すると低い値で推移しています。平成 30 年以降は、峡南保健所管内のデータがないため比較することができません。



合計特殊出生率：1 人の女性が 15 歳から (出典) 厚生労働省人口動態統計特殊報告
 49 歳までに生む子どもの数の平均

(8) 周産期死亡、新生児死亡および乳児死亡

それぞれ0～2人で推移しています。

(人)

	乳児 死亡	新生児 死亡	周産期 死亡	死産		
				総数	自然	人工
平成30年 (2018年)	0	0	0	0	0	0
令和元年 (2019年)	0	0	0	1	1	0
令和2年 (2020年)	0	0	0	2	0	2
令和3年 (2021年)	0	0	0	0	0	0
令和4年 (2022年)	0	0	0	0	0	0

新生児死亡：生後4週未満の死亡 (出典) 山梨県 人口動態統計 (各年10月1日現在)

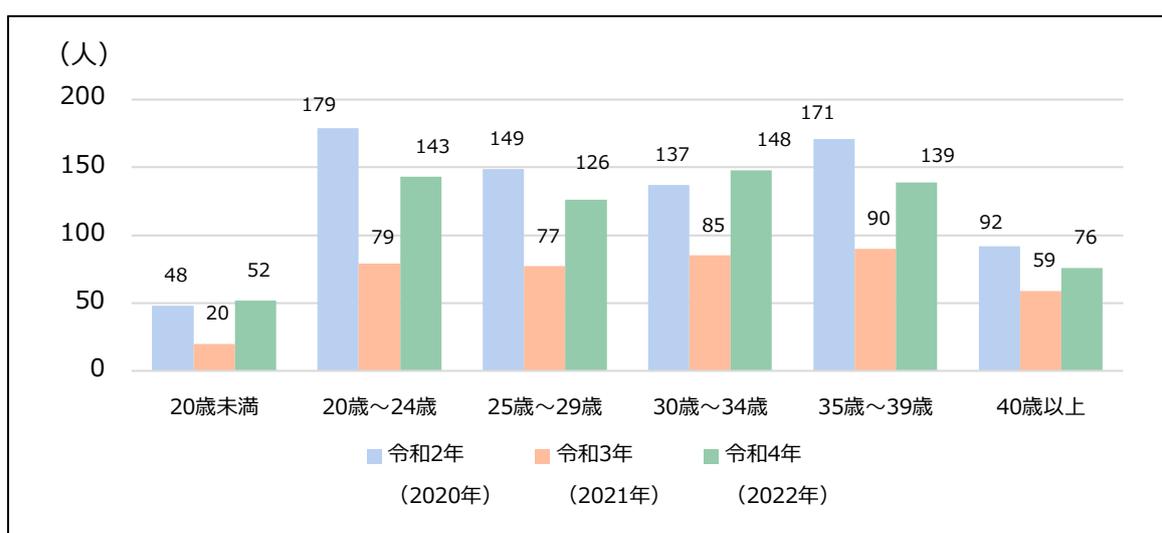
乳児死亡：生後1年未満の死亡

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)を加えたもの

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

(9) 人工妊娠中絶(山梨県) 町ごとのデータがないため県データのみとなっています。

令和3年は減少しましたが、令和4年はどの年代も増加しています。



〈出典〉厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

2 町内医療機関

医療機関	身延町早川町組合立飯富病院
	下部診療所・久那土診療所・古関診療所・曙診療所 大須成診療所
	公益財団法人身延山病院
	医療法人しもべ病院
	高橋医院
歯科医院	山内歯科医院
	望月歯科医院
	高野歯科クリニック
	小林歯科医院

3 町内保育施設・教育施設・学童関連施設

保育施設	認定こども園 大野山保育園
	社会福祉法人 下山立正保育園
	身延町立静川保育所
	身延町立常葉保育所
	身延町立原保育所（休園）
	身延町立久那土保育所（休園）
	身延町内の病児・病後児施設
教育施設	身延町立身延清稜小学校
	身延町立下山小学校
	身延町立身延小学校
	身延町立身延中学校
	山梨県立身延高等学校
	学校法人身延山学園 身延山高校
	学校法人身延山学園 身延山大学
地域子育て支援拠点 （地域子育て支援 センター）	身延児童館（身延福祉センター内）
	認定子ども園大野山保育園ぬくぬく
	ぬくぬく 出張ひろば型
学童関連施設	身延福祉センター学童保育室
	豊岡学童保育室
	下部学童保育室
	大河内学童保育室
	下山学童保育室
	西嶋学童保育室

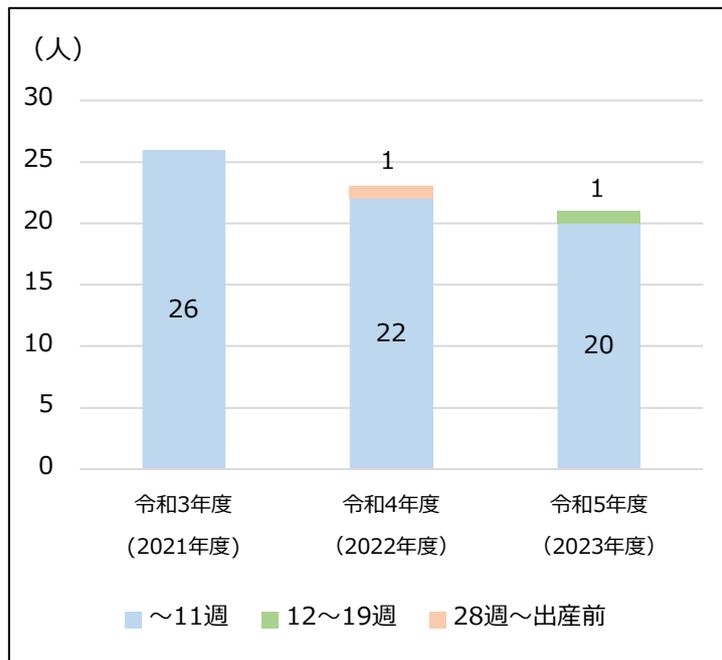
第3章 課題別の実態と対策

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

(1) 妊娠期～産後1年まで

【現状と課題】

妊娠届出・週数

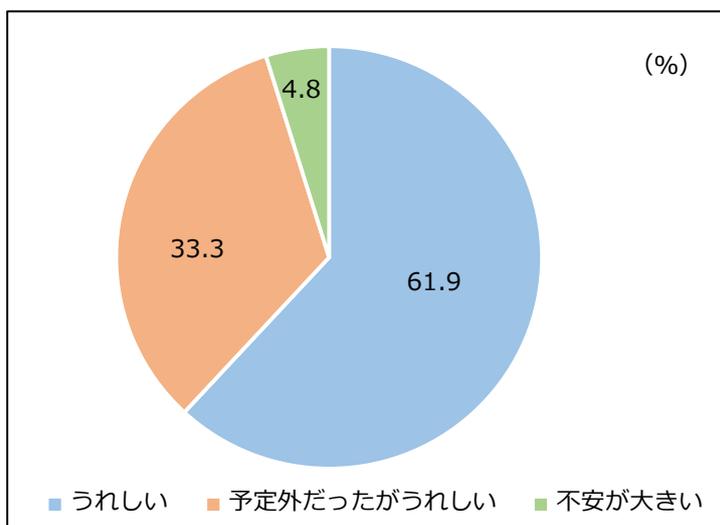


ほとんどの妊婦が11週以下の時期に届出をしています。

妊婦が妊娠初期から適切な母子保健サービスを受けられるよう、広報やホームページ等で周知をします。

〈出典〉母子健康手帳交付台帳

妊娠を告げられた時の気持ち(令和5年度:2023年度)

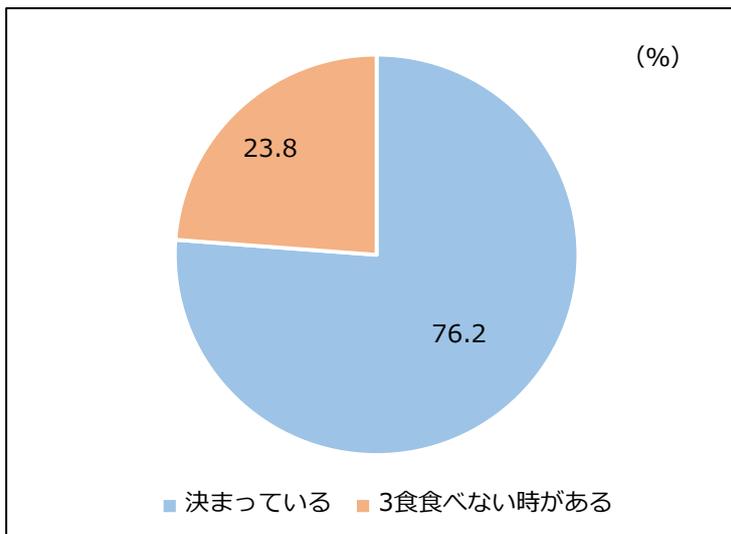


妊娠を告げられた時の気持ちについて、「うれしい」「予定外だったがうれしい」がほとんどでした。

妊娠に対しての思いや不安を聞き、安心して妊娠期を過ごせるよう支援を行います。また産婦訪問の折に、家族計画について確認が必要です。中学生を対象に行う赤ちゃんふれあい体験学習の機会を活用し、命の大切さについて学習を深めていく必要があります。

〈出典〉妊娠届出時アンケート

妊婦の食事摂取回数（令和5年度：2023年度）



〈出典〉妊娠届出時アンケート

妊娠中、「3食食べないことがある」割合が23.8%と多い傾向でした。妊娠中は、妊娠悪阻などによって食生活が不規則になったり、栄養のバランスが偏ることがあります。母体の栄養状況は胎児にも影響するため、栄養バランスのよい食事を摂取するよう指導を継続していく必要があります。妊婦が食事を摂らない生活習慣があると、子どもの生活習慣も同じような傾向になりがちです。1日3食食事を摂取することの大切さを継続して指導していくことが重要です。

妊娠中の喫煙飲酒 (人)

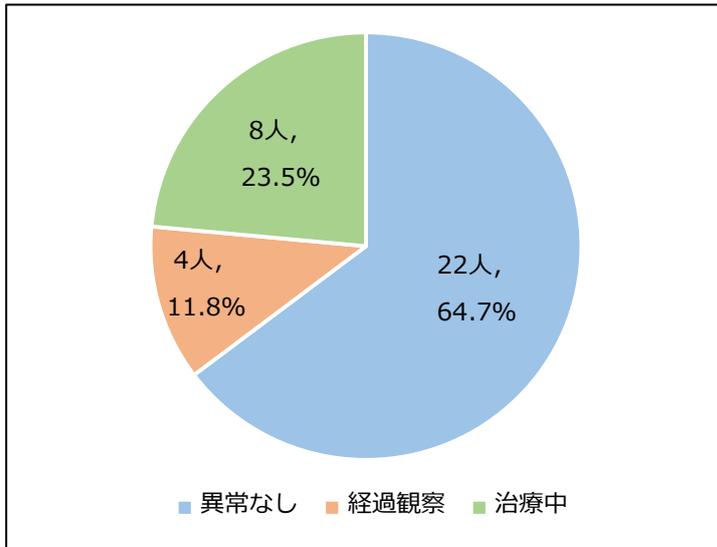
	回答数	喫煙	飲酒
令和3年度 (2021年度)	20	0	0
令和4年度 (2022年度)	20	0	0
令和5年度 (2023年度)	22	1	0

〈出典〉妊娠届出時アンケート

妊娠中に喫煙していた妊婦は、令和5年度1人いました。副流煙や喫煙後呼気からの有害物質が排出されることから、父親や同居家族に対する禁煙指導を継続していく必要があります。

妊婦の飲酒は、胎児が胎盤を通してアルコールを摂取することになり、発育に悪影響を及ぼすことから、禁酒指導を徹底します。

妊婦健康診査結果内訳（令和5年度：2023年度）

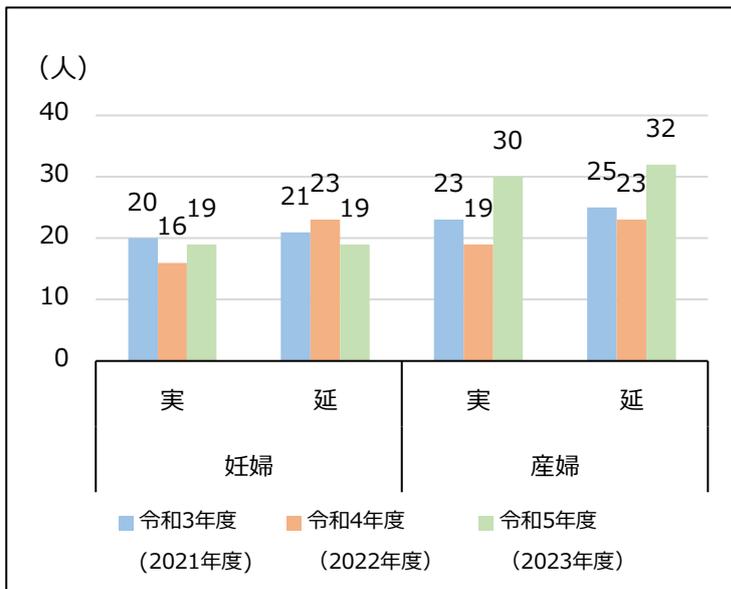


〈出典〉母子保健事業報告

令和5年度中に妊婦健診を受診した34人中、約3割が経過観察や治療が必要な状態でした。内訳は鉄欠乏性貧血の割合が最も多くなっていました。

順調で健康的な妊娠期を過ごせるよう、母子健康手帳交付時や妊婦訪問時において妊娠期の様子を伺い、必要な栄養や生活習慣の指導を行っていく必要があります。

妊産婦訪問



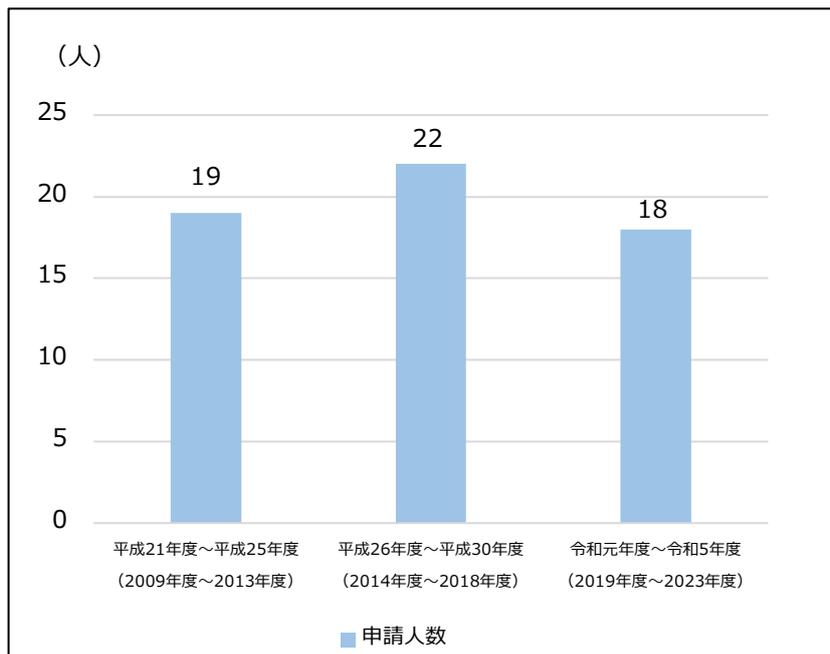
〈出典〉母子保健事業報告

妊娠期から切れ目ない支援を行うため、妊娠36週以降の妊婦と産後1~2か月の産婦を対象に計2回の訪問を行っています。また必要に応じて助産師の訪問も行っています。

対象者によっては所内相談等で妊産婦の様子を把握しています。*エジンバラの数値が高い産婦については医療機関等と連携し産後うつ予防、専門医への受診勧奨を行っています。

*エジンバラ：産後うつ病のスクリーニング

不妊治療利用者状況

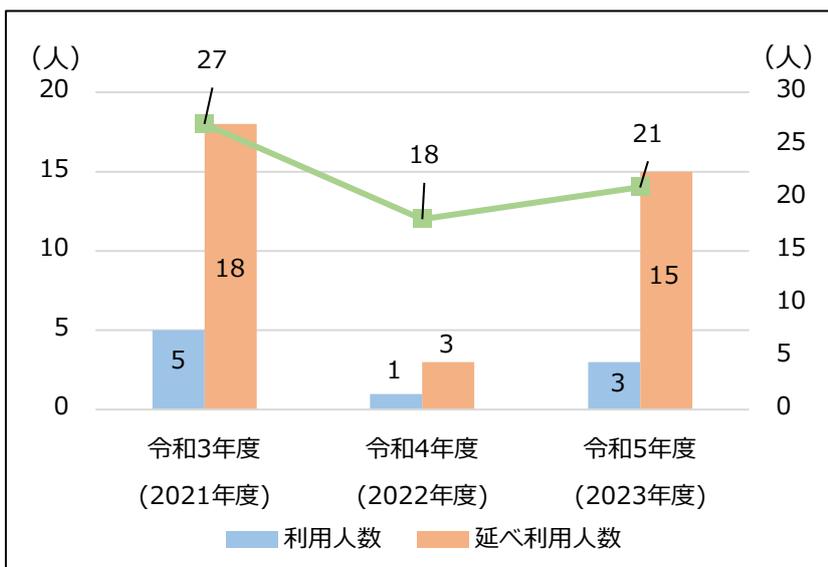


平成 21 年度より不妊治療を行う世帯の経済的負担軽減のために治療費の助成を行い、治療を継続するための経済的負担の軽減につながっています。

今後も継続して助成事業を推進していきます。

〈出典〉不妊治療台帳

産後ケア事業利用状況



産後間もない産婦の育児等に対する不安軽減のための支援として、平成 28 年度から山梨県産後ケア事業の利用について、周知・啓発を行っています。また自己負担の助成もしています。宿泊型産後ケア事業以外にも、電話相談などの利用者も多く、利用者からは、満足の声が聞かれ、その後の育児への支援につながっています。今後も利用者の増加に向けて、普及啓発を行っていきます。

〈出典〉産後ケア事業利用台帳

【目標設定】

目標項目	現状 (令和5年度：2023度)	目標値 (令和11年度：2029年度)
妊娠中の飲酒率	0%	0%
妊娠中の喫煙率	4.5%	0%
妊婦訪問	100%	100%
産婦訪問	100%	100%

【取り組みの方向性】

妊娠・出産は女性の身体と心に大きな変化をもたらします。身体の変化やホルモンバランスの変化によって、身体的、精神的にも不安定になりやすい時期です。胎児が順調に育ち、元気に生まれ、成長するために、妊産婦が休息・睡眠・栄養を十分にとり心身が安定し健康であることが大切です。そのため、今後も妊娠届出時や妊婦訪問時には、順調な妊娠期が過ごせるように必要な知識の普及やアドバイスを行っていきます。

妊産婦訪問では、保健師が生活状況や心身状況を伺い、各々の生活にあった保健指導を行い、必要な人には助産師や管理栄養士が訪問します。妊娠中の飲酒や喫煙は胎児への影響が大きく、早産や低出生体重児のリスクなどが高くなるため、主治医と連携しながら個別に指導していきます。

不妊治療に関しては、治療の効果により妊娠できた方もいます。安心して治療を継続できるよう、今後も経済的負担の軽減を図ります。また、事業の周知と不妊相談窓口の紹介等を行っていきます。

産後間もない産婦の子育て等に対する不安軽減の支援として、産後ケア事業をより利用しやすいよう、今後も自己負担の助成や事業の周知を行っていきます。その他にも産後の訪問等を行いながら子育てに対しての不安軽減を図り、安心して子育てができるように支援していきます。

(2) 乳幼児期

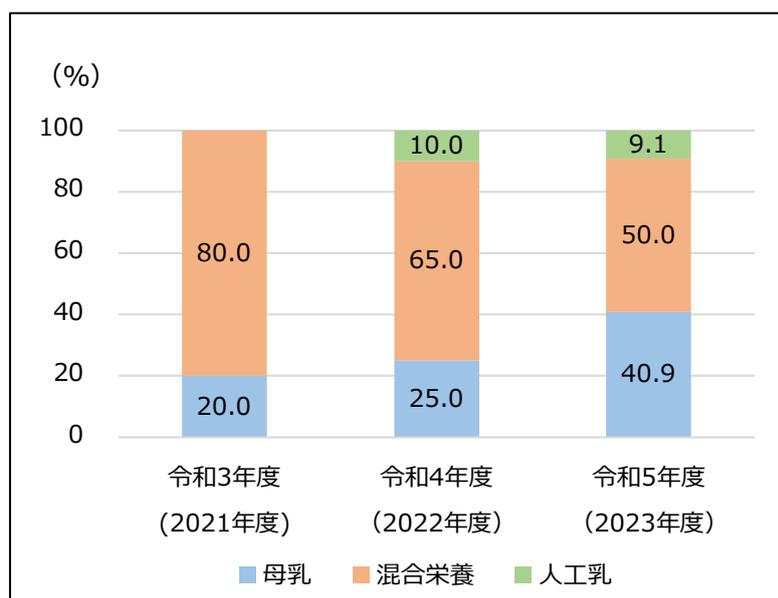
【現状と課題】

ベビーすくすく教室（育児教室）

	年間実施回数（回）	参加延人数（人）
令和3年度 (2021年度)	10	110
令和4年度 (2022年度)	11	80
令和5年度 (2023年度)	9	75

乳児期の親子の愛着形成や産後の身体のケアなどの知識の普及啓発や父子支援も含めて行っています。孤立しやすい環境にある産婦の交流の機会を設け、悩みや不安を共有できる居場所づくりを行なっています。今後も参加しやすい日程や内容を検討し、教室の継続実施をしていきます。

乳児期の栄養



9割以上が母乳のみや混合栄養を行っています。母乳には乳児が成長するために必要な栄養素や、免疫物質が含まれ、授乳を行うことで産婦の身体の回復も促します。今後も母乳栄養を大切にしながら、母子の状況や母の意向に沿った支援を行っていきます。必要に応じて助産師、管理栄養士の訪問等も行います。

〈出典〉やまなし健やか親子 21 アンケート

乳児健康診査受診率 (％)

	4 か月	7 か月	10 か月	13 か月
令和 3 年度 (2021 年度)	100	96.2	90.9	92.0
令和 4 年度 (2022 年度)	100	95.0	95.8	100
令和 5 年度 (2023 年度)	95.6	90.9	95.0	100

〈出典〉母子保健事業報告

乳幼児健康診査の受診率は、どの月齢でも 9 割以上を推移しています。

乳幼児の成長発達を確認し、保健師や管理栄養士が個別の相談に対応し、一人ひとりの健康課題に応じた丁寧な保健指導を行っています。

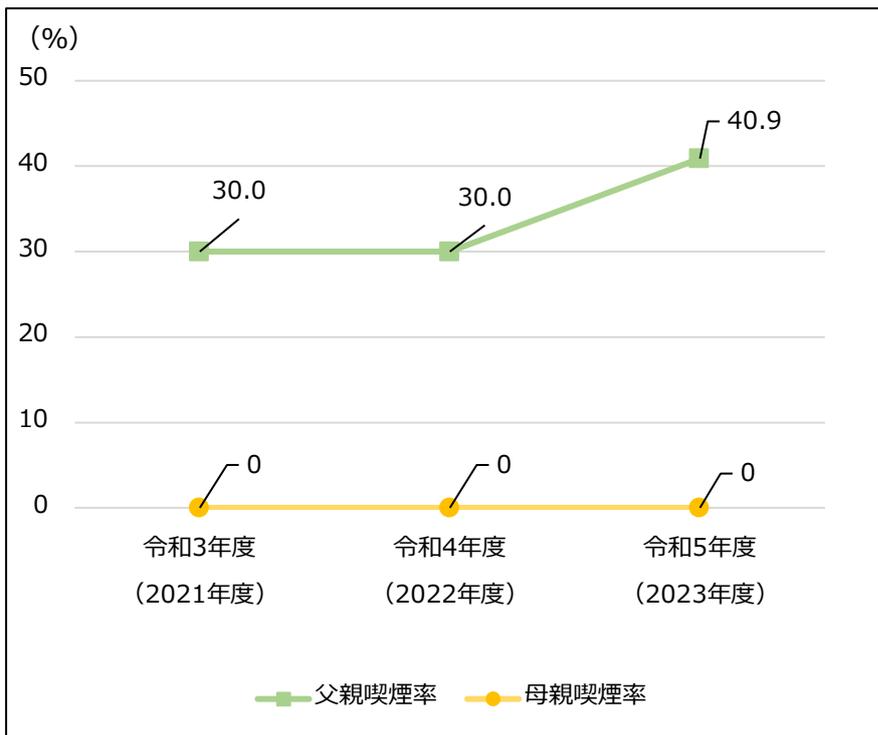
今後は未受診児に対する受診勧奨を徹底する必要があります。

幼児健康診査受診率 (％)

	1 歳 6 か月児	3 歳児
令和 3 年度 (2021 年度)	100	100
令和 4 年度 (2022 年度)	96.0	100
令和 5 年度 (2023 年度)	100	100

〈出典〉母子保健事業報告

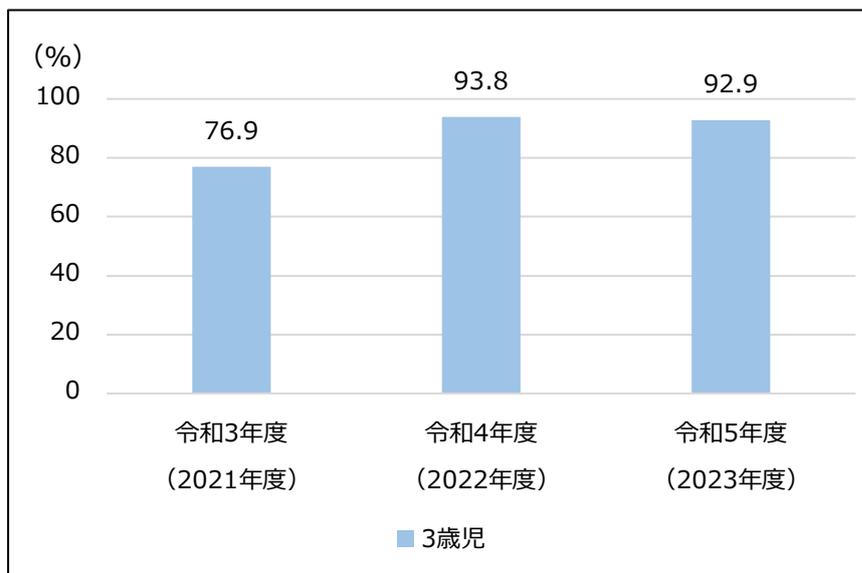
育児期間中の父親・母親の喫煙率



父親の喫煙率は約 3 割～4 割で推移しています。母親の喫煙者はいませんでした。副流煙や喫煙後呼気から有害物質が排出されることから、禁煙指導を継続していく必要があります。

〈出典〉やまなし健やか親子 21 アンケート

親子で全身を使った遊びや外遊び（散歩含む）をする割合

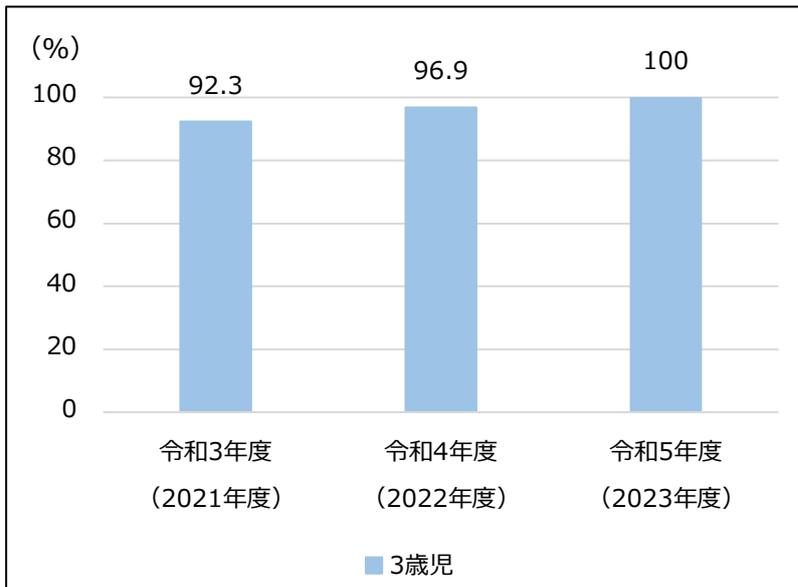


年度によってばらつきはありますが、7 割以上が全身を使った遊びや外遊びを行っていました。

今後も外遊びの必要性について乳幼児健康診査等で周知していきます。

〈出典〉3 歳児健康診査問診票

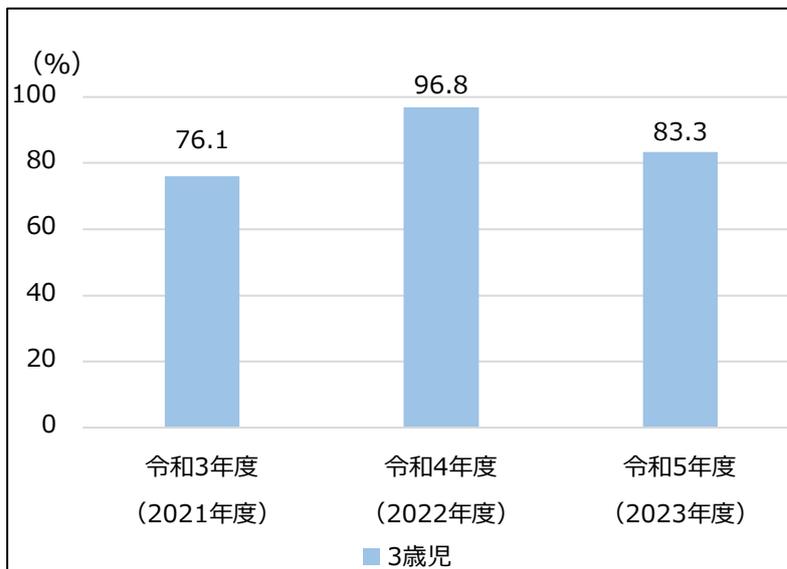
毎日朝食を食べる割合



〈出典〉 3 歳児健康診査問診票

ほぼ全員が毎日朝食を摂取できていました。朝食を摂ると、体温が上がり脳と身体がすっきりと目覚め、生活リズムを整える効果が期待できます。また排便を促し便秘を予防することもできます。今後も乳幼児健診や広報等において、朝食の必要性について知識の普及が必要です。

22 時前に寝る児の割合



〈出典〉 やまなし健やか親子 21 アンケート

75%以上が 22 時前に寝ていました。成長ホルモンは 22 時から 2 時に熟睡していると多く分泌されます。正しい生活リズムを獲得し、心身ともに健康に成長できるよう知識の普及啓発が必要です。

【目標設定】

目標項目		現状 (令和 5 年度) (2023 年度)	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)
育児期間中の母親の喫煙率	4 か月児	0%	0%
育児期間中の父親の喫煙率	4 か月児	40.9%	減少傾向
肥満傾向にある児の割合	3 歳児	0%	0%
親子で全身を使った遊びや 外遊び（散歩含む）をする 割合	3 歳児	92.9%	増加傾向
母乳を与えている母親の増加		90.9%	増加傾向
毎日朝食を食べる割合	3 歳児	100%	100%
22 時前に寝る児の割合	3 歳児	83.3%	増加傾向

【取り組みの方向性】

食生活

食事は生命を維持していくために欠かせない栄養源です。栄養バランスを考慮した食事を摂取することが必要です。特に朝食は、寝ている間に消費したエネルギーを補充し、脳を活性化させ身体を目覚めさせる、睡眠中に低下した体温を高める、生活リズムを整える等効果があります。幼少期から好ましい食習慣を身につけていくことが大事になります。

母乳栄養に不安がある母親には、保健師、助産師、管理栄養士による相談等行っていきます。

乳幼児健康診査、子育て教室等の場面を活用し、管理栄養士による個別相談を実施し、家族の生活背景にあわせた栄養指導を継続します。

運動

子どもの成長発達を促すためには、身体全体を使って運動することが重要です。運動は、成長ホルモンの分泌促進、全身の筋肉の増加、精神面の発達を促します。遊びのルールを考えたり、遊びを作ったりすることで脳の発達が促される等多くの効果が期待できます。良好な親子関係づくりのためにも、運動の必要性について、乳幼児健康診査、子育て教室等活用し、普及啓発に努めます。

休養・心の健康

十分な睡眠・休養は、脳や骨、筋肉の成長や成長ホルモンの分泌を促進します。早寝早起きをすることにより、生活リズムが整います。

今後も睡眠・休養の必要性について、乳幼児健康診査、子育て教室等活用し、普及啓発を行います。

母親の育児に対する身体精神的負担感を軽減するため、父親や祖父母の育児参加の促進、心理士による個別相談、宿泊型産後ケア事業等周知します。

喫煙

タバコの煙の中には、多くの有害物質が含まれています。小児喘息や乳児突然死症候群の原因になることや、肺がん、高血圧等生活習慣病予防のためにも、妊娠届出時や乳幼児健康診査等においてパンフレットを配布し、禁煙指導を継続します。

家族の健康

乳幼児健康診査において、保護者や同居家族の健康状態を把握し、必要な情報提供、家庭訪問等支援を行っていきます。

関係組織との連携による普及啓発活動

保育所（園）や学校、地域組織と連携を図り、食生活、運動、休養・心の健康、歯の健康、禁煙等について普及啓発を図ります。

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

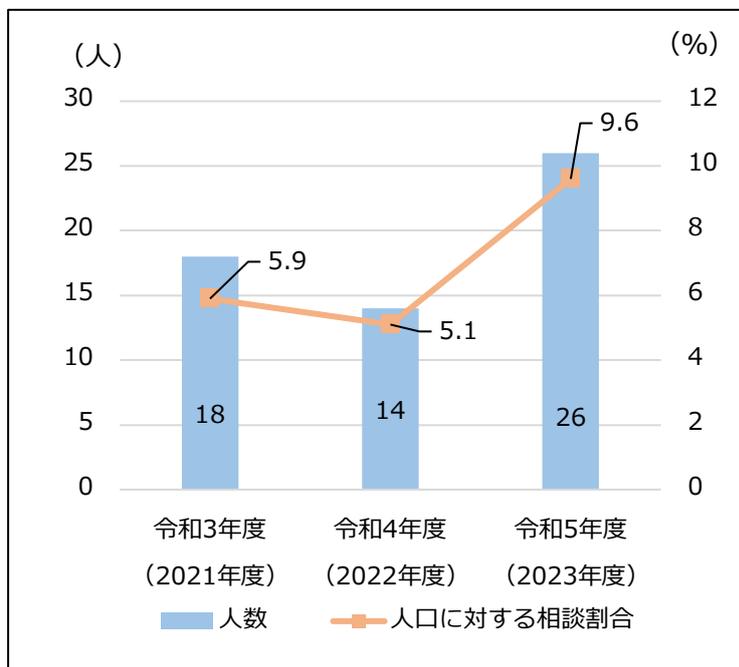
【現状と課題】

中学生赤ちゃんふれあい体験学習

対象	内容
町内中学 3年生	①生命誕生、性感染症等について ②乳児の成長発達について ③赤ちゃん人形を使っの抱っこ や着替えの演習 ④妊婦シュミレーター体験 ⑤赤ちゃん抱っこ体験

中学3年生を対象に、命の大切さや妊娠から乳幼児期の成長についての学習を行い、家族や地域から大切にされて育ってきたことや、自分や他人を大切に思う気持ち、子どもを育てる責任について学ぶ機会となっています。

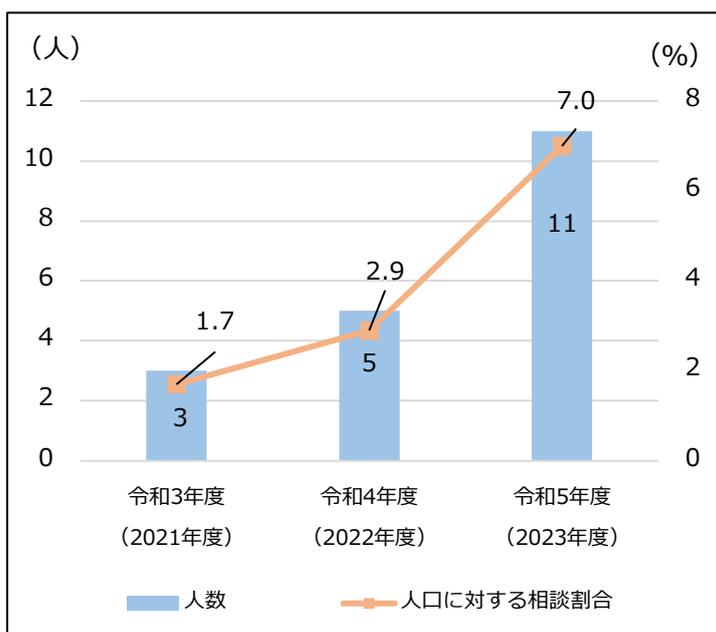
小学校巡回相談



身延町発達障害者等支援連携協議会の事業として、町内小中学校巡回相談を行っています。年度により検討する児童数は異なりますが、関係者が訪問し、学校生活で気になることなど話し合い、今後の方向性について検討しています。

〈出典〉小中学校巡回相談台帳

中学校巡回相談



中学校において生徒の学校生活の様子を伺い、今後の支援の方向性について関係者で検討しています。

学校生活での困難さを抱える生徒も多く、学校生活が楽しく過ごせるよう、関係者間の連携が大事になっています。

〈出典〉小中学校巡回相談台帳

【目標設定】

目標項目	現状 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和11年度) (2029年度)
小中学校巡回相談	実施	実施
中学生赤ちゃんふれあい体験学習	実施	実施

【取り組みの方向性】

思春期の子どもが自尊心を高め、心や身体を大切に扱えるような大人になれるよう、中学校や教育事務所と連携し、性や命に関する教育に取り組むことが必要です。

人間の生命誕生、乳児期の成長等について、中学生赤ちゃんふれあい体験学習を通して学び、併せて思春期の心の健康について知識の普及啓発を行います。

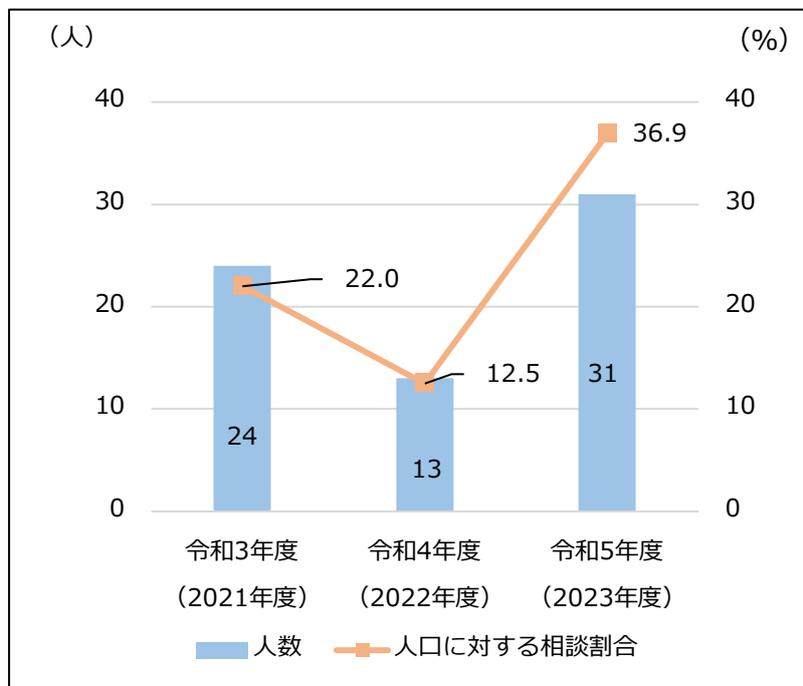
町では乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて、関係機関が連携し、一貫した支援体制を構築するため発達障害者等支援連携協議会を設置しています。ライフステージごとに異なる機関が支援しているため、情報共有を行い支援の充実を図っています。小中学校訪問については、在籍児童生徒についての情報を基に、保育士や保健師等のこれ

までに関わった担当者、臨床発達心理士や療育コーディネーターと授業視察、情報交換を行い、今後の学校生活支援の一助にしています。学校や各関係機関での連携体制の構築、継続のためにも、学校訪問を継続して実施していきます。

3 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

【現状と課題】

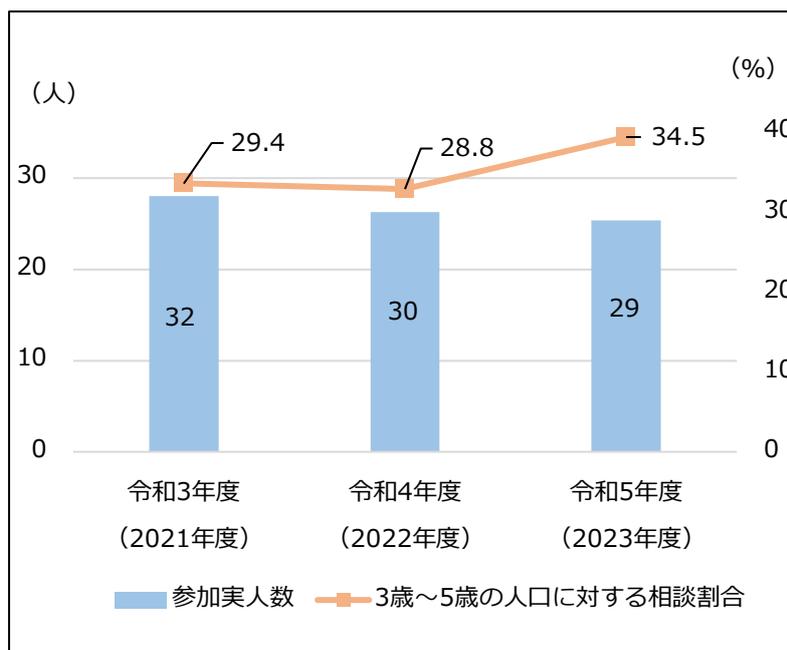
保育所（園）巡回相談年次推移



〈出典〉保育所（園）巡回相談台帳

保育所（園）巡回相談では、社会性が身につく心の発達の重要な時期にある児を対象に、心理士等の関係者が、子どもの集団生活の様子を確認し個別支援の方法を検討しています。年長児の保護者に、事前アンケートを実施し、その後の相談対応も行っています。保育士からの相談や継続した関わりが必要なケースも増加しており、子どもが毎日楽しく送れるよう、環境調整への配慮や関係機関の連携強化が重要になっています。

子育て・発達相談会（個別療育相談）

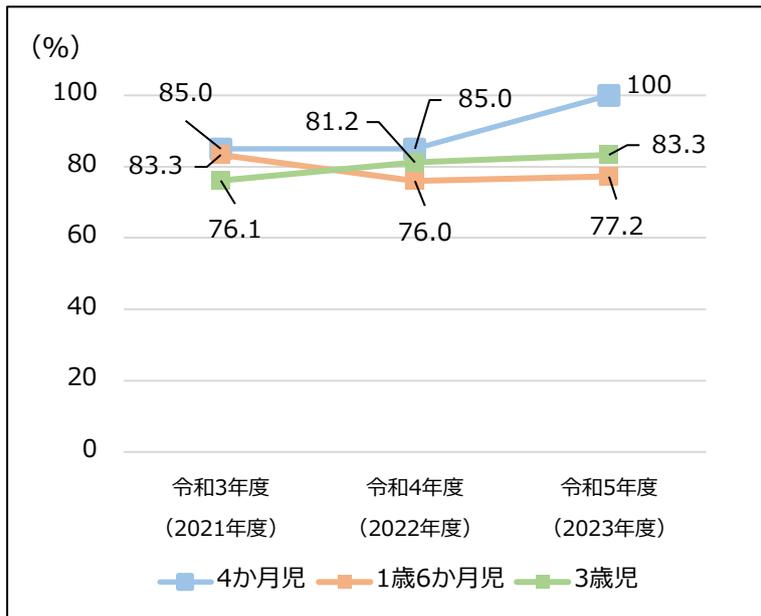


〈出典〉個別療育相談台帳

心身の発達を心配に思う児とその保護者に対して、発達相談や育児への助言、専門相談機関や福祉サービスの紹介等の育児支援を行っています。

幼児健診後や、他機関から紹介されて参加する人もおり、利用人数はここ数年横ばいとなっています。また、令和2年度から母親自身が抱える心の悩みへの個別相談を行い、心の安定を図り安心して子育てができるよう「ママのための相談会」、令和6年度からは父親も相談できる場として、「ママとパパのための相談会」を実施しています。

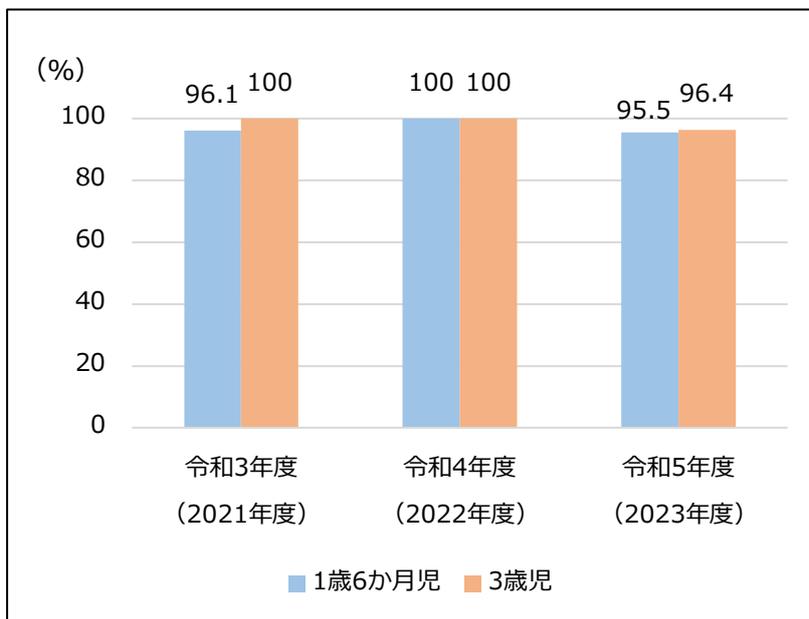
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合



年度によりばらつきはありますが、他の年齢と比較して1歳6か月児をもつ母親の回答は、2年連続低めとなっています。子どもがいよいよ期を迎え、気持ちの余裕がなくなっている傾向が推測されます。母親が安定した気持ちで育児ができるよう、支援を継続していきます。

〈出典〉やまなし健やか親子 21 アンケート

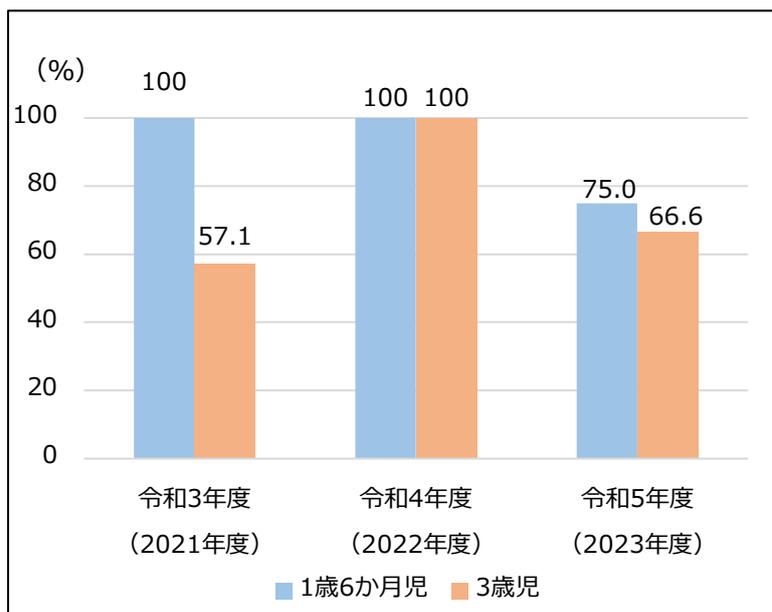
子育てに協力してくれる人や相談相手がいる割合



ほとんどの家庭で子育ての協力、相談相手がありました。育児に不安や困難さを感じた時に相談ができる場の情報提供を継続して行っていくことが大切です。

〈出典〉1歳6か月児健康診査問診票
3歳児健康診査問診票

育てにくさを感じた時に対処できる親の割合



育てにくさを感じると回答した人のうち、対処できる親の割合は、年度によりかなりのばらつきがみられます。

今後も引き続き、乳幼児健診、広報等を通して、相談できる機関や相談会の周知を行っていきます。

〈出典〉やまなし健やか親子 21 アンケート

発達障害者等支援連携協議会

	令和5年度
回数	年2回
委員組織数	18
参加人数	44人
活動内容	発達障害に関する相談窓口設置 住民への普及啓発（広報掲載等） 妊娠期からの母子へのサポート 保育所（園）巡回相談 町内小中学校訪問 発達障害支援の現状と課題の協議

年2回委員が集まり、課題を解決するための情報交換や学習会を行っています。妊娠期から就学前までの発達連携は、早期支援部会として、母子保健担当が主担当となり、幼児期の発達支援事業を位置付けています。発達の特徴から、生活に支障が生じないように、関係機関が連携し、支援の充実を図る必要があります。

幼児期の発達支援研修

令和5年度（2023年度）				
	集合 研修	保育所 巡回研修	実践報告会	幼児期の 発達支援 担当者 会議
回数	1	3か所	1	3
参加 人数	14	34	14	10
講師	NPO 法人ライフステージサポートみえ			

町内保育所（園）保育士と幼児期の発達支援担当者会議を開催し、発達支援のしくみづくり、保育内容等の情報交換や情報共有を図っています。

保育所（園）巡回相談

令和5年度（2023年度）		
事業名	母子保健にかかる 保育所（園）巡回 相談事業	地域療育等支援事 業保育所等巡回相 談事業
回数	8	5
実施施設	町内保育所（園）	

個別支援の多様性から、保育現場では対応に苦慮している現状があり、保育所（園）において、公認心理師や臨床心理士と、児の集団生活や成長発達、行動特性を観察、支援の在り方を随時に協議する中で、適切な支援に繋がっています。また、事前に保護者からのアンケート（アンケートは年長児のみ）を取ることで、保護者の不安や悩みごとに寄り添う支援をしています。

【目標設定】

目標項目		現状 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和11年度) (2029年度)
子育てに協力してくれる 人や相談相手がいる割合	1歳6か月児	94.5%	増加傾向
	3歳児	96.4%	増加傾向
育てにくさを感じた時に 対処できる親の割合	1歳6か月児	75.0%	増加傾向
	3歳児	66.6%	増加傾向

【取り組みの方向性】

子どもの成長発達や子どもへの関わり方の相談件数が増加し、家庭で悩みを抱えている親も増加しています。保育所（園）巡回相談では、今後も個別支援の方法を検討し、子どもの育ちを助け、子どもが毎日を楽しく送れるよう、環境調整への配慮や関係機関の連携を行っていきます。

子育て・発達相談会では、発達が気になる児とその保護者に対して、臨床心理士が相談や子育てへの助言、専門相談機関や福祉サービスの紹介等の支援を行っていきます。

保護者自身が抱える心の悩みについて、臨床心理士が個別相談に応じ、安心して子育てができるよう助言を行います。

ゆったりとした気分で子どもと過ごし、育てにくさを感じた時に相談でき対処できる保護者を増やすよう、引き続き、ママとパパのための相談会や乳幼児健康診査、広報等を通して、相談できる機関や相談会の周知を行っていきます。

発達の特性から生活に支障が生じないよう、関係機関が連携し、発達障害者等支援連携協議会において、課題を解決するための情報交換や学習会を行っていきます。

町内保育所（園）保育士と定期的に幼児期の発達支援担当者会議を開催し、情報共有を行っていきます。

発達や豊かな感情をはぐくむための「土台」ともなる、脳などの神経系は幼児期に80%が成熟するといわれています。この時期に「自己肯定感」を高め、豊かな感情や発達を促し、子どもの発達特性が生活の支障とならないようにすることが大切です。将来の子どもの発達や成長の姿を見通し、その子どもに合った個別の関わりを行い、すべての子どもたちが笑

顔で楽しく生活ができ、のびのびと成長できるような支援をします。

乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて、支援に関わる関係機関が連携し、切れ目ない支援を継続します。

4 妊娠期から思春期における歯科保健対策

【現状と課題】

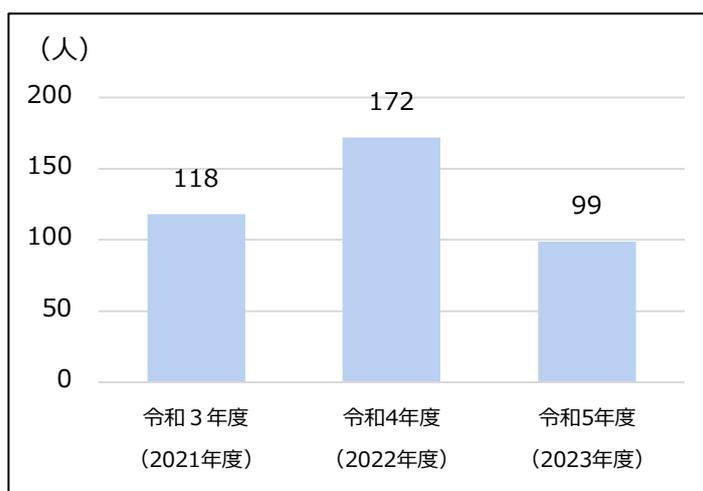
むし歯のない児の割合

		健診受診 人数 (人)	むし歯のない児 の人数 (人)	むし歯のない児 の割合 (%)
令和3年度 (2021年度)	1歳6か月児健診	25	25	100%
	3歳児健診	26	23	88.5%
令和4年度 (2022年度)	1歳6か月児健診	24	24	100%
	3歳児健診	31	29	93.5%
令和5年度 (2023年度)	1歳6か月児健診	22	22	100%
	3歳児健診	28	25	89.3%

<出典>母子保健事業報告

1歳6か月健康診査における虫歯のない児は受診者全数、3歳児健診では、毎年すでに虫歯になってしまっている子が数人います。3歳児健康診査時のむし歯のない児の割合が増えるよう、定期的なフッ化物塗布、歯科衛生士によるブラッシング指導、管理栄養士による栄養指導を継続していきます。

幼児健康診査・歯科検診フッ化物塗布年次推移



<出典> 1歳6か月児健康診査結果
3歳児健康診査結果

毎月行われている歯科検診で、幼児・妊婦・保護者を対象にフッ化物塗布を行っています。毎年のべ約100人の希望者にフッ化物塗布を行っていますが、妊婦や健康診査対象児以外の幼児の実施数は少ない状況です。

フッ化物は年4回以上定期的に塗布することでより効果があるといわれています。

むし歯のない児の割合を増やすため、むし歯予防について周知を行っています。

フッ化物洗口希望割合

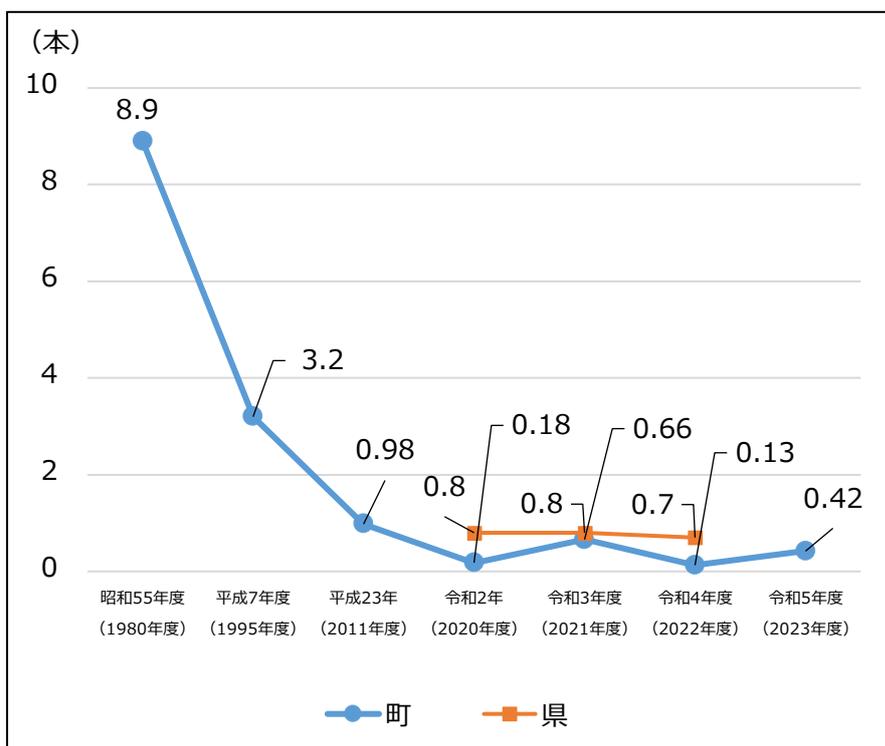
(%)

	保育所 (園) 年長	小学校	中学校
令和3年度 (2021年度)	84%	希望調査 未実施	希望調査 未実施
令和4年度 (2022年度)	11.6%	希望調査 未実施	希望調査 未実施
令和5年度 (2023年度)	55.6%	希望調査 未実施	希望調査 未実施

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、令和2年度から小中学校では、フッ化物洗口を見合わせています。そのため、フッ化物洗口希望調査は未実施です。

感染予防に配慮したマニュアルを作成し、町内保育所(園)を中心に「フッ化物洗口事業」を継続しましたが、新型コロナウイルス感染症を危惧する保育所(園)もあり、希望調査が未実施の状況もあります。

中学1年生(12歳)一人当たりの永久歯のむし歯の平均本数年次推移



山梨県の12歳児一人あたり平均齲歯数は、令和4年0.7本(出典:令和6年山梨県口腔衛生の健康づくり推進計画)でした。この数値と比較して、身延町の令和4年度は0.13本と低い結果でした。

昭和52年から、旧身延地区では、保育園、小中学校においてフッ化物洗口事業を開始しました。平成29年度から、全小中学校でフッ化物洗口事業を実施してきました。

しかし、令和2年度に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい感染拡大予防を重視し、実施が困難となりました。現在、小中学校ではフッ化物洗口事業は実施を見合わせています。

〈出典〉町内小中学校歯科検診結果・学校保健統計調査報告

(平成27年度データまでは、身延地区中学校のみの結果。

平成28年以降 学校統合し小学生時期に、フッ化物洗口を実施していない子どもも含む)

【目標設定】

目標項目		現状 (令和 5 年度) (2023 年度)	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)
むし歯のない児の割合	1 歳 6 か月児	100%	100%
	3 歳児	89.3%	増加傾向
フッ化物洗口事業の保育所（園）数		3 保育所（園）	増加傾向
12 歳児（中学 1 年）永久歯平均むし歯数		0.42 本	減少傾向

【取り組みの方向性】

歯・口腔の健康は、口から食べる喜びや、話す楽しみを保つ上で重要であり、身体的な健康のみならず、精神的・社会的な健康にも大きな影響をもたらします。一生涯にわたって、むし歯予防の取り組みを行っていくことが重要です。

むし歯を作る要因は、歯の質・細菌（むし歯の原因菌）・食物（砂糖）、時間の4つが影響しています。むし歯予防は歯みがきの励行や甘い食べ物や飲み物を控えること、だらだら食べないことが大切です。併せてフッ化物の活用により、歯の再石灰化の促進、歯質のむし歯に対する抵抗性の強化、酸の産生を抑制することができます。

妊娠期は、女性ホルモンの増加により、唾液量の減少や、妊娠悪阻（つわり）により嗜好の変化等からむし歯や歯周病を発症しやすくなります。歯周病菌から分泌される炎症物質により子宮収縮を誘発し、早産、低出生体重の出産につながることもあります。妊婦期における歯の健康について、妊娠届出時等活用し、継続して普及啓発を行います。

乳歯は、永久歯に比べてエナメル質や象牙質が薄く柔らかいため、むし歯になりやすいです。食器、スプーン、箸の共用等が原因で、大人の口腔内に存在しているむし歯菌が子どもの口腔内に侵入してむし歯になることがあります。上記の要因を改善するだけでなく、家族全員の口腔ケアが重要です。学童期は永久歯列への生え変わりの時期であり、永久歯のむし歯予防と歯肉炎予防が歯の喪失を抑制することにつながります。

乳幼児健康診査、子育て教室等活用し、むし歯予防の普及啓発を継続します。希望者にフッ化物歯面塗布の実施、歯科衛生士による個別ブラッシング指導を行います。

また、フッ化物洗口事業の継続実施と、関係機関、地域組織とも連携を図り、歯の健康について普及啓発を図ります。

5 妊娠期からの児童虐待防止対策

【現状と課題】

虐待支援事業の状況

	継続 支援 世帯 数	継続 支援 延べ 件数	要保護 児童対 策地域 協議会	個別 ケース 会議	実務者 会議
令和3年度 (2021年度)	13	22	1回	14回	4回
令和4年度 (2022年度)	16	31	1回	15回	4回
令和5年度 (2023年度)	16	28	0回	3回	4回

子ども虐待予防や要保護児童、要支援児童及びその家族又は特定妊婦へ、適切な支援を図るため、平成28年度より要保護児童対策地域協議会を設置しています。個別ケース会議を開催し、支援方針、各関係機関の役割確認等行っています。

毎年子ども虐待通告・相談があり、通告後経過観察している児童も多い状況がみられます。令和3年度から令和5年度累計による相談経路は、警察と学校等が合計16件と上位を占めており、主な虐待者は実母20件、実父2件でした。

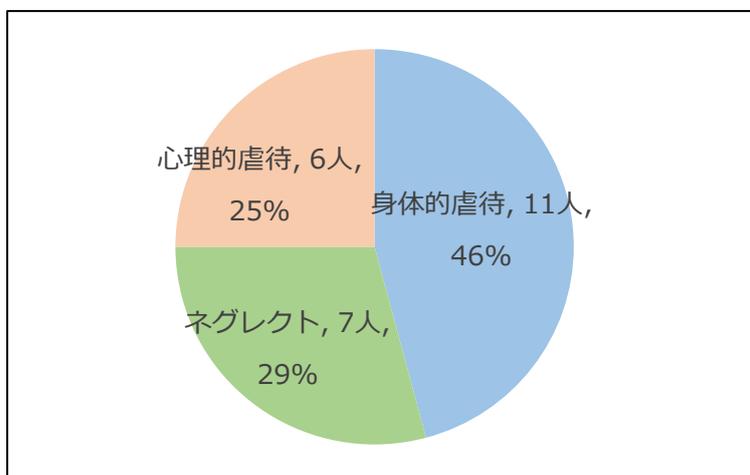
虐待内容は、身体的虐待11人(46%)、ネグレクト7人(29%)、心理的虐待6人(25%)でした。知識の普及啓発、地域の見守り、関係機関との情報共有等子ども虐待

虐待通告・相談件数

令和3年度(2021年度)	11件
令和4年度(2022年度)	9件
令和5年度(2023年度)	4件

虐待内容種類別件数

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)



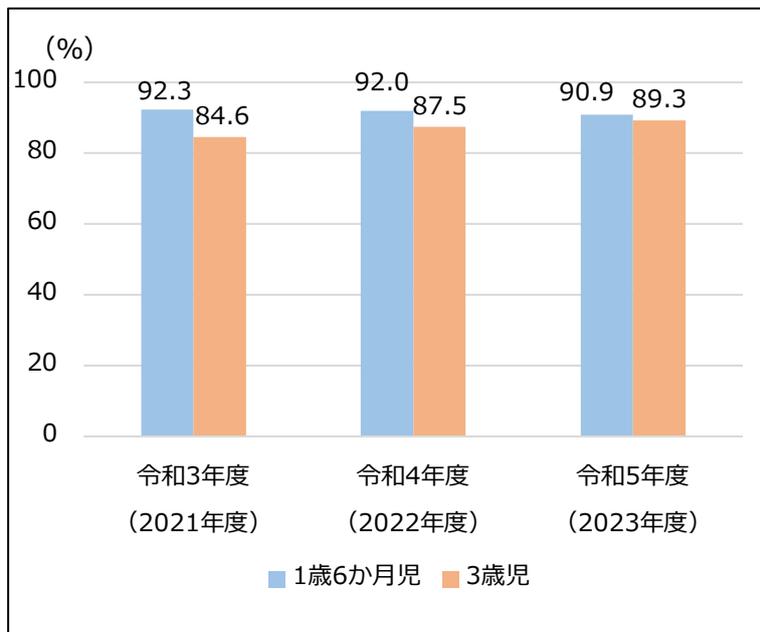
養育支援訪問事業

	利用世帯数	訪問回数
令和3年度 (2021年度)	3	61
令和4年度 (2022年度)	3	53
令和5年度 (2023年度)	2	44

令和元年より開始した事業です。週1回程度ヘルパーが、家庭訪問を行い、家事育児支援を行っています。

親の身体的精神的負担軽減につながっているため、今後も養育に不安のある家庭に対して、利用の促進を図ります。

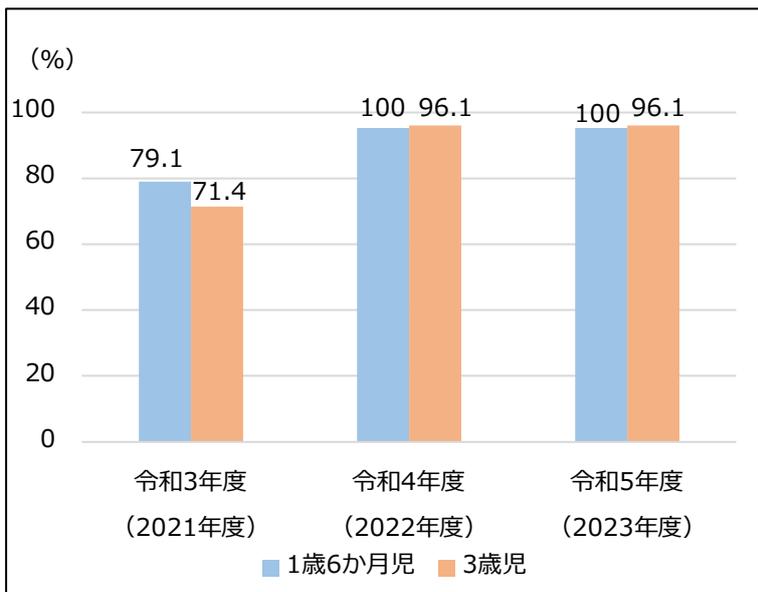
子育てが楽しいと思う母親の割合



年度や年齢によりばらつきはありますが、8割以上が子育てを楽しんでいると感じていました。今後も多くの母親が子育てを安心して楽しく行うことができるように、子育てに悩んだ時に気軽に相談ができる機関や相談会の周知を積極的に行う必要があります。

〈出典〉 1歳6か月児健康診査問診票
3歳児健康診査問診票

積極的に育児をしている父親の割合



年度によってばらつきはありますが、8割以上の父親が積極的に育児参加をしています。

今後も父親の積極的な育児参加については更なる周知が必要と考えます。

〈出典〉やまなし健やか親子 21 アンケート

【目標設定】

目標項目		現状 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和11年度) (2029年度)
子育てが楽しいと思う 母親の割合	1歳6か月児	90.9%	増加傾向
	3歳児	89.3%	増加傾向
積極的に育児をしてい る父親の割合	1歳6か月児	100%	増加傾向
	3歳児	96.2%	増加傾向

【取り組みの方向性】

近年、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件が後を絶たないことや、児童虐待相談対応件数の増加等を受け、児童虐待への対応については、地域全体で取り組むべき重要な課題となっています。

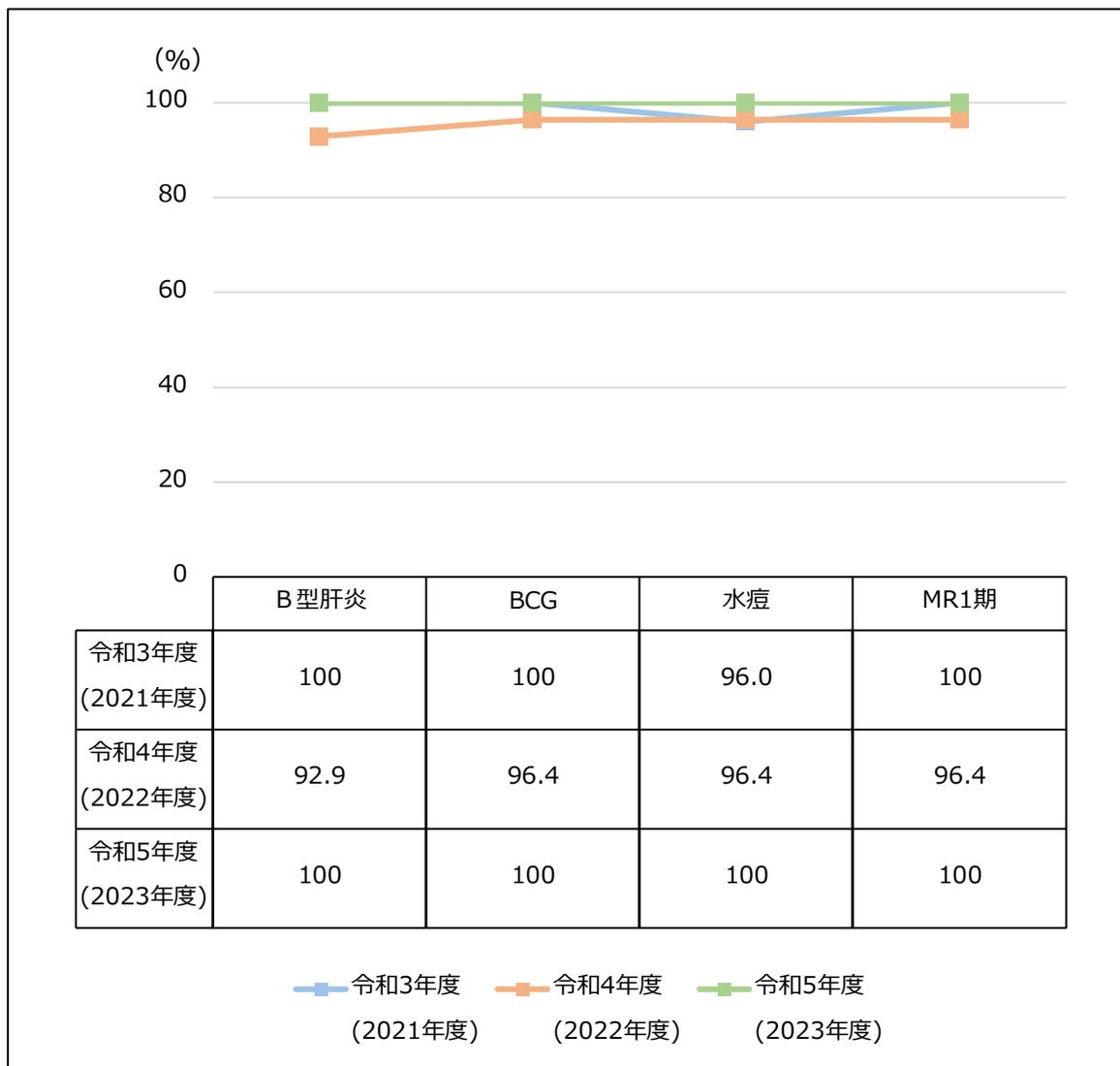
母子保健活動の中で、虐待の発生予防の視点を持ち、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期など切れ目ない支援を必要とする対象者を早期に把握し、適切に対応するとともに、関係機関との連携を図りながら予防的な関わりを持つことが重要となります。乳幼児健康診査時等での育児相談、未受診児に対する受診勧奨、場合によっては家庭訪問を行い、健

やかな発育を支援していきます。また養育支援訪問事業について広く周知を行い、安心して育児ができるように関係機関と連携し、継続的に支援していきます。

6 感染症予防対策

【現状と課題】

定期予防接種の接種状況



BCG：結核を予防するワクチンの通称

〈出典〉 予防接種状況確認表

MR：麻しん、風しんを予防する麻しん風しん混合ワクチンの通称

定期予防接種の接種率は、多くの予防接種が90%以上ではありますが、引き続き接種勧奨を行い、接種率の向上に努めていく必要があります。

季節性インフルエンザ予防接種（任意）の接種状況

(%)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
インフルエンザ 接種率	85.1	66.4	59.7

令和元年度より接種費用の一部を助成し、季節性インフルエンザの感染予防について周知しています。

令和3年度の接種率は新型コロナウイルス感染症の流行もあったためか、接種率が非常に高くなっています。しかし翌年以降は減少傾向となっており、助成事業の周知や感染予防の周知を継続して行う必要があります。

【目標設定】

目標項目	現状 (令和5年度：2023年度)	目標値 (令和11年度：2029年度)
B型肝炎	100%	100%
B C G	100%	100%
水痘	100%	100%
M R (1期)	100%	100%

【取り組みの方向性】

感染症予防には個人の感染症予防の目的と、公衆衛生に基づく社会全体への蔓延防止を考慮して取り組む必要があります。

広報や乳幼児健康診査、子育て教室等の場面を活用し、感染症予防についての知識の普及、周知啓発を行います。また、今後も定期予防接種状況の確認や、未接種者への接種勧奨を行い、きめ細やかな支援を行っていきます。

7 地域医療対策

【現状と課題】

小児救急医療の利用状況

	甲府地区小児 初期救急医療 センター利用 延人数	富士・東部地区 小児初救急医療 センター利用 延人数
令和3年度 (2021年度)	34	0
令和4年度 (2022年度)	37	0
令和5年度 (2023年度)	41	1

甲府地区小児初期救急医療センターを受診するケースが多くみられました。本町では1病院で週2回大学病院小児科医師の診療日を設けています。他は町外の病院、医院にて、病気の治療や予防接種を行っています。

休日、夜間対応できる小児初期救急医療センターや小児救急電話相談、365日24時間対応している救急電話相談があることは、保護者の安心感につながります。今後も保護者に対して小児救急医療センターや他の相談窓口について啓発活動を継続していきます。

8 子どもの健やかな成長を見守り育む地域組織

愛育会	
沿革	<p>母子愛育会は、昭和8年12月23日の上皇陛下御誕生を機に昭和天皇から伝達されたご沙汰書をもとに、昭和9年3月13日、創立されました。</p> <p>創立当時の我が国は、経済不況に加え社会情勢が悪化し、厚生省（現：厚生労働省）や保健所も設置されていない状況下で、子どもや母親の保健はほとんど顧みられない状態にありました。母子を守る対策として、村ぐるみで根本的に取り組むという考えで「愛育村」事業を考案しました。その基礎的な単位組織が「愛育班」です。愛育班は、班員の家庭訪問・話し合い・学習を中心とする活動によって、地域保健推進に多大な貢献をしました。</p> <p>県下に愛育活動が広められたのは、昭和31年頃です。ユニセフミルクが配給された時に、この組織が多く作られ、身延町内の各愛育班も昭和32年から昭和61年の間に設立されています。町の合併を機に、平成17年に身延町愛育会が新たに設立されましたが、一方で、平成20年度に静川愛育班、平成24年度に古関愛育班が休会となりました。</p> <p>現在は4班（身延愛育班、西嶋愛育班、下部愛育班、久那土愛育班）により組織されています。</p>
活動目的	<p>地域・健康づくりを目的に、地域のすべての人々を対象とし、みんなで生活の中での健康問題を出し合い、解決しようとする組織活動です。暮らしに根ざした小さな活動の積み重ねが「愛育班」の基盤であり、これが地域の健康づくり、コミュニティづくりの基盤でもあります。この基盤をもとに健康で住みよい「まちづくり」を目指すとともに、活動の中心である「声かけ」と「話し合い」を繰り返し、地域全体の健康づくりを推進することを目的としています。</p>
活動項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で気付いたことを話し合います。（分班長会議・班員会議） ・隣近所への健康づくりのための声かけ、見守りを行います。 ・地域にあった活動（妊娠出産祝い、幼児への歯磨き普及活動、福祉施設への清拭布配布、生活困窮者への支援物資の回収、文化祭や敬老会等の協力）を行います。 ・各種健康学習会などを開催します。

食生活改善推進員会

<p>沿革</p>	<p>昭和 20 年代、食糧が十分でなく栄養不足の中、乳児死亡率が高く、家庭の主婦は問題を抱えていました。各都道府県では保健所を中心に「栄養教室」が開設され、主婦を対象にした学習が行われるようになりました。そこで、健康生活について正しい知識と技術を学習し、自らが健康生活の実践者となりこの問題にとりくむ意欲的な主婦のグループが誕生しました。昭和 34 年には、厚生省（現厚生労働省）から「栄養及び食生活改善実施地区組織の育成について」の通達文書が出されています。昭和 58 年になると、厚生省は、食生活改善推進員を 33 万人養成し、すでに栄養教室を修了して活動していた会員 15 万人と合わせて、将来 48 万人に増やす計画を作成しました。これにより各県では、70 世帯に一人の割合で、食生活改善推進員の養成がすすめられました。昭和 63 年には婦人の健康づくり事業の一環として、食生活改善推進員養成事業が予算化され、国の補助事業となり各県で養成事業が進められました。平成 9 年になると地域保健法が施行され、食生活改善推進員の養成を含む「婦人の健康づくり推進事業」が一般財源化され、地方交付税に組み込まれました。このことから、これまで保健所で実施されていた食生活改善推進員の養成は、市町村に委譲され実施されることとなり現在に至っています。</p> <p>身延町においては町の合併を契機に、平成 17 年に身延町食生活改善推進員会が新たに設立され、『私達の健康は私達の手で』のスローガンのもと、現在 51 人の推進員が各集落において、活動しています。</p>
<p>活動目的</p>	<p>地域の特性にあわせた子どもから高齢者までの食育の推進や、生活習慣病予防のための知識普及活動、さらに災害時に備える食として備蓄の重要性やローリングストック法の必要性を地域に普及する他、地産地消、郷土料理や行事食等の食文化の継承などという幅広い視点から健康づくりの推進を進めています。</p>
<p>活動項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落での普及啓発活動を行います。 ・学習会を開催します。 ・合同研修会を開催します。 ・生活習慣病予防健診時に、生活習慣病の予防に繋がる食生活の知識普及活動を行います。 ・広報誌に『食改だより』を掲載します。

主任児童委員	
沿革	<p>民生委員制度は、1917（大正 6）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌 1918（大正 7）年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928（昭和 3）年には方面委員制度が全国に普及しました。1946（昭和 21）年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。</p> <p>児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けており、身延町内には旧町ごと1名ずつ、計3名の主任児童委員がいます。</p>
活動目的	<p>民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。</p>
活動項目	<p>1.社会調査 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。</p> <p>2.相談 地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。</p> <p>3.情報提供 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。</p> <p>4.連絡通報 住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。</p> <p>5.調整 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。</p> <p>6.生活支援 住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。</p> <p>7.意見具申 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関等に意見を提起します。</p>

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議

身延町子ども・子育て会議条例に基づく子育て専門部会において、母子保健計画の策定及び見直しに関する事項を協議します。

(2) 庁内における推進体制

計画の推進にあたっては、各担当課の専門性を活かしながら、関係課との連携を強化し、計画を推進していきます。

(3) 地域の理解・協働による推進

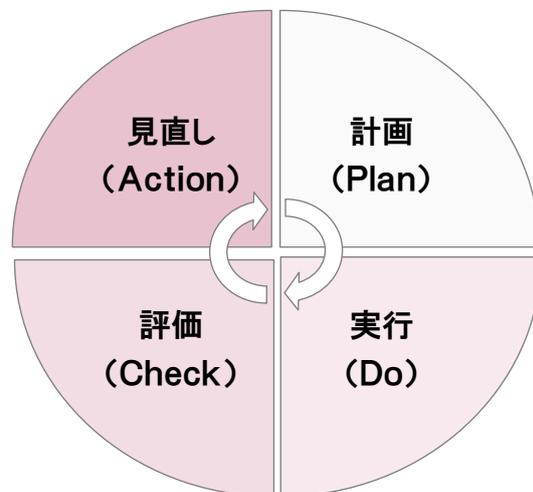
安心して子どもを産みすこやかに育てる地域を実現するには、地域住民と協働で、子育てをしていくことが重要になります。行政だけではなく、地域住民に理解を促し、共に計画を推進していきます。

(4) 県や関係機関等との連携

町単独で解決できない課題や広域的な対応が必要なことについて、県や関係機関等と連携を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、PDCA サイクルに基づき、効率的・効果的に計画を推進していきます。



身延町母子保健計画

(令和7年度～令和11年度)

発行者 身延町役場 子育て支援課 母子保健担当

〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

電話 0556-20-4580

FAX 0556-20-4554

発行 令和7年3月